

1. 従業員規則改正のイメージ

資料 1

「協会の従業員に関する規則」7条における新禁止行為の条文イメージ

禁止行為の条文イメージ（ 【】 は行為態様を示している）	備考
15号 顧客に関する情報（特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限り、公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。	「顧客に関する情報」は個人情報に限らず、法人顧客に関する情報も含み、有価証券等の取引履歴のみならず、発行体としての活動といった情報も含まれる。また、口座開設前の者（潜在顧客）に関する情報も含まれる。 いずれの禁止行為も正当な理由（法令・規則に基づく場合等）がある場合は含まない。
イ 従業員が退職する場合（2条6項イの出向により受け入れた者については帰任する場合、同項ニに定める者については派遣契約が終了する場合をいう。）において、顧客に関する情報を返却又は消去しないこと【退職時の顧客情報の不返却・不消去】	過失による不返却・不消去を含む。 顧客に関する情報が記載された紙媒体を従業員自身が廃棄することは好ましくないことから、同情報がデータにより保持されている場合を対象として、「廃棄」ではなく「消去」を用いている。
ロ 他の協会の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者若しくは個人金融商品仲介業者における金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること【他の協会等の顧客情報の不正取得】	受動的に（自らの意思によらずに）取得してしまう場合は含まない（条文上明記することも検討すべきか）。 他者への唆し行為により他の協会の顧客に関する情報を取得する場合を含む。
ハ イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること【不正取得等した情報の使用】	
ニ イにより保持若しくはロにより取得された顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくはロにより取得された顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること【使用时悪意の転得情報の使用】	
ホ 顧客に関する情報を漏えいすること【現行の職務上知り得た秘密の漏えい、不正取得等した情報の漏えい、漏えい時悪意の転得情報の漏えい】	「顧客に関する情報」には、適法に取得した情報、イの返却・消去していない情報を含む。

※上記条文イメージについては処分WGで検討したものであるが、協会の従業員が仲介業者に転籍するケース等を踏まえ、ロ、ハ、ニについて処分WGの検討内容に事務局が加筆している（下線付箇所）。

2. 仲介業規則改正のイメージ

「金融商品仲介業者に関する規則」24条における新禁止行為の条文イメージ

禁止行為の条文イメージ（【】は従業員規則の条文イメージとの対応）	備考
15号 顧客に関する情報（公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。	従業員規則と同様
イ （１）外務員が退職する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報を返却又は消去しないこと【顧客情報の退職時の不返却・不消去】 （２）個人金融商品仲介業者が所属協会員との金融商品仲介業に係る業務委託契約を解除する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報（当該所属協会の顧客に関する情報に限る。）を返却又は消去しないこと【顧客情報の退職時の不返却・不消去】	金融商品仲介業の特性に鑑みて（１）と（２）に分けて規定している。 その他は従業員規則と同様
ロ 協会の顧客に関する情報又は他の金融商品仲介業者若しくは他の個人金融商品仲介業者における金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること【協会員等の顧客情報の不正取得】	従業員規則と同様
ハ イにより保持又はロにより取得した顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること【不正取得等した情報の使用】	
ニ イにより保持又はロにより取得された顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくはロにより取得された顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること【使用時悪意の転得情報の使用】	
ホ 顧客に関する情報を漏えいすること【現行の職務上知り得た秘密の漏えい、不正取得等した情報の漏えい、漏えい時悪意の転得情報の漏えい】	従業員規則と同様

不都合行為者名簿の公表等について

2023 年 3 月 30 日

1. 検討の前提

- ・不都合行為者名簿の公表が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるような行為を行った者の業界からの排除や重大な法令等違反行為の再発防止に資するといった目的であることを踏まえると、情報漏えい事案に限らず、全ての不都合行為者の取扱い事案を公表対象とすることを前提として検討することが適当と考える。
- ・また、協会員の役職員であれば、不都合行為者の取扱いと登録取消処分が併科されるような事案であっても、金融商品仲介業者の外務員の場合は、制度上、登録取消処分のみが科される（不都合行為者の取扱いは対象外となっている）ことを踏まえると、不都合行為者の取扱い事案だけではなく、登録取消処分の事案（※）も公表対象とすることを前提として検討することが適当と考える。
- ・ついては、全ての不都合行為者の取扱い事案と登録取消処分事案を公表対象とすることを前提として検討することとしたい。

※ 登録取消処分と不都合行為者の取扱いが併科されないケースとしては、金融商品仲介業者の外務員の場合の他、欠格事項該当（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イ～リに該当）による登録取消処分の場合があるが、当該事案の公表の是非については、以下の 5 の検討の際に併せて検討することとしたい。

【参考】不都合行為者名簿は、不都合行為者の氏名の一覧表ではなく、氏名に加えて事故の内容等も記載しているものである。

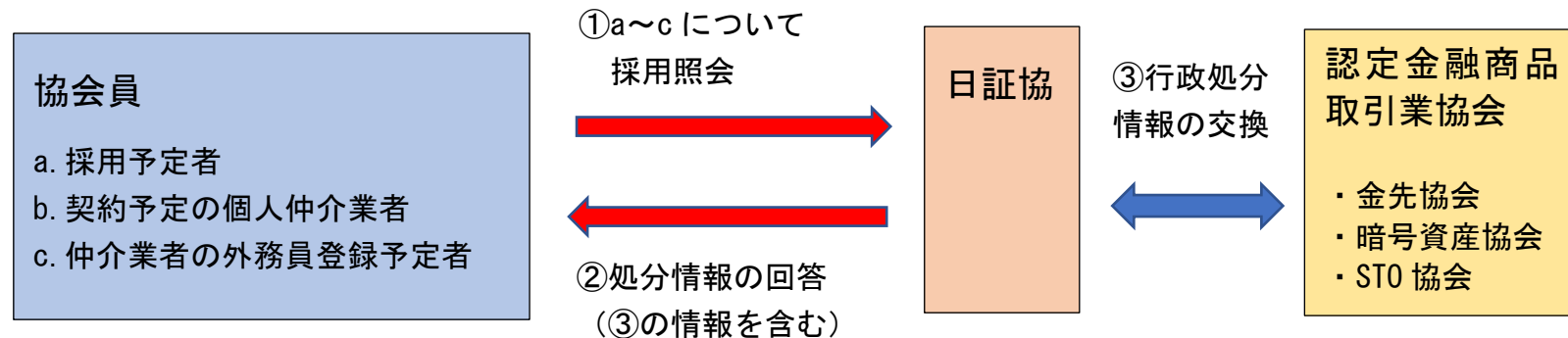
（従業員規則）第 13 条

本協会は、第 12 条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として取り扱うことを決定した者の名簿（以下「不都合行為者名簿」という。）を備え、当該不都合行為者名簿にそれらの者の氏名、生年月日、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容、一級不都合行為者又は二級不都合行為者の別 及び不都合行為者としての取扱いの決定の日その他必要と認める事項を記載する。

2. 不都合行為者の取扱い及び登録取消処分に関する現行制度等

- ・ 不都合行為者の取扱いが決定された場合は、外務員資格等は取り消され、一級不都合行為者は永久に、二級不都合行為者は 5 年間、会員への採用、特別会員の登録金融機関業務への従事、特定業務会員の特定業務への従事、金融商品仲介業者の外務員の職務を行わせることが禁止される。
- ・ 登録取消処分となった場合は、外務員登録は取り消され、5 年間は再登録不可（5 年間の外務行為禁止）となる。
- ・ これらを担保するため、採用照会制度が設けられている。
- ・ 直近 20 年間では、不都合行為者の取扱い及び登録取消処分の件数は減少傾向にある。また、処分（不都合行為者の取扱いや登録取消処分に限らない）を受けた役職員が別の協会員に転職後に再び法令等違反を行って不都合行為者の取扱い又は登録取消処分となった事案はない。さらに、不都合行為者の取扱い又は登録取消処分を受けた役職員が転職後に再び法令等違反を行って処分（不都合行為者の取扱いや登録取消処分に限らない）を受けた事案はない。（資料 2－2 参照）

【採用照会制度の概要】



- ①協会員は、(a) 他の協会員の従業員、個人金融商品仲介業者、金融商品仲介業者の外務員であった者（現にこれらの者である者を含む）を採用しようとする場合、(b) 個人仲介業者と金融商品仲介業務の委託契約を締結しようとしている場合、(c) 仲介業者の外務員の登録を行おうとしている場合は、本協会に採用照会を行わなければならない。
- ②本協会は、採用照会に係る者について、一級不都合行為者の有無（有の場合は概要）並びに過去5年間の行政処分及び自主規制措置の有無（有の場合は概要）を採用照会を行った協会員に回答する。
- ③本協会は、金商法上の外務員登録事務の委任を受けている認定金融商品取引業協会との間で、金商法第64条の7第6項の規定に基づき、行政処分情報の交換を行っており、採用照会に係る者について、認定金融商品取引業協会（2023年3月末時点では、金融先物取引業協会、日本暗号資産取引業協会、日本STO協会）が行った行政処分があれば、当該行政処分についても回答している。

3. 行政処分等の公表の現状（資料 2－3 参照）

- ①本協会及び他の認定金融商品取引業協会では、外務員に対する行政処分又は自主規制措置を行った場合、当該処分等については、採用照会を除いて、原則、対外的な公表等は行っていない（※）。

※ 例外として、本協会では、証券取引等監視委員会が金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき外務員勧告を行った事案については、「協会員の外務員等の処分に係る手続きに関する規則」第 7 条の規定に基づき、本協会ホームページにおいて、事案を公表している（公表内容は協会員名、営業所の名称、役職名、行為の概要、処分内容で、氏名は非公表。公表期間は処分内容に応じて 3 年間～6 か月）。なお、平成 26 年以降、該当事案は生じていない。

- ②金融庁では、金商法 192 条の 2 の規定に基づき、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは金商法違反行為を行った者の氏名等を一般に公表することとしている。

※ 本規定に基づく公表の実績としては、無登録で金融商品取引業を行っているとして金融庁（財務局）が警告書の発出を行った者がある。

- ③日本の他業界においては、公認会計士、医師・歯科医師、薬剤師、一級建築士等の一部の国家資格保有者について、行政処分の情報（氏名を含む）が監督官庁のホームページ上で一定期間公表されているが、いずれも公表又は公告に関する法令の規定が存在する。

- ④法令の根拠はないものの、自主規制規則等に基づき処分情報を公表しているケース（日本商品先物取引業協会、国家公務員の懲戒処分）もあるが、氏名は非公表としつつ、処分内容等を公表している。

- ⑤公表以外のケースとして、採用権者だけが処分情報を検索できるケース（教員の「官報情報検索ツール」）もある。検索可能期間が40年間と長くなっているが、これは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の制定を受けて、従来の閲覧期間（3年間）が40年間に大幅に延長されたものである。
- ⑥米国のFINRAでは、インターネット上（BrokerCheck）で、証券外務員の不利益情報（犯罪歴や行政処分歴等）が無期限で公表されている。

4. 不都合行為者の取扱い事案及び登録取消処分事案の公表等の検討

- ・「重大な法令等違反行為の再発防止のための取り組み」として、不都合行為者の取扱い事案及び登録取消処分事案を公表することの是非を検討する。

（1）期待される効果

- ① 事案を公表することで、同様の行為を行えば重い処分が科されることが周知されることになり、役職員に同様の行為を思いとどまらせたり、協会員においても実例を踏まえた対応策を検討できるなど、再発防止の効果が期待できる。
- ② 氏名を公表する場合は、上記①の効果のほか、重い処分に加えて、氏名が公表されることが、役職員に同様の行為を思いとどまらせるための、より強い要素となる可能性が考えられる。
なお、氏名を公表する効果として、公認会計士や医師等のように個人で開業できる職種であれば、顧客や

取引先等に対する注意喚起の効果も考えられるものの、協会員の役職員又は金融商品仲介業者については、協会員の管理下で業務を行うことが前提となっており、採用照会制度等によって、不都合行為者の取扱いや登録取消処分を受けた者は業務に従事できない仕組みが構築されているため、顧客等に対する注意喚起の必要性は高くないと考える。

（２）氏名を公表する場合の問題点

- ・日本の行政処分等の公表状況や個人情報保護法上の第三者提供の制限を踏まえれば、法令の根拠なく氏名を公表することは難しいのではないかと。
- ・一度でもインターネット上で公表されれば、完全には削除できない情報となるため、個人のプライバシーを侵害する恐れや、実質的に５年を超えて行為者を排除することにつながり、職業選択の自由の観点からの問題もあるため、それを上回る必要性が認められる場合に限り氏名公表を行うべきではないかと。

この点については、氏名を公表せず、事案のみを公表することでも、上記「（１）期待される効果」の①の効果が見込めることや、既に再発防止等のための制度（採用照会制度、処分者への研修及び再犯者には処分が加重される仕組み）が存在し、重大な法令等違反行為が減少傾向にあることなどを踏まえれば、必ずしも、氏名まで公表する必要性が高いとは言えないのではないかと。

（３）対応案

- ・上記（２）に記載のとおり、氏名の公表は困難と考えるが、一方で、重大な法令等違反が発生すると、金融商品取引業の信頼性が大きく損なわれることになるため、より一層の抑止力向上のための対応は必要である

と考える。このため、不都合行為者の取扱い事案及び登録取消処分事案については、個人が特定できない形で事案を公表してはどうか。事案の公表により、上記（１）①のとおり、再発防止の効果が期待できる。

（４）具体的な対応案

	検討事項	検討内容
1	公表対象	登録取消処分及び不都合行為者の取扱いとなった事案とする。 ただし、欠格事項該当により登録取消処分となった事案については、下記（５）のとおり。
2	公表事項	処分日、処分内容（登録取消処分・不都合行為者の取扱いの別）、法令等違反行為の概要、協会員名又は金融商品仲介業者名（下記（６）で検討）
3	公表方法	処分の都度、本協会ホームページに掲載するとともに、協会 WAN で協会員通知を行う。
4	公表期間	処分日から起算して５年間

（５）公表対象について

- ・ 欠格事項該当（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イ～リに該当）により登録取消処分となった事案を公表対象に含むかを検討する。
- ・ 「協会員の役職員に対する処分の考え方」に規定されている、欠格事項該当により登録取消処分となるケースは以下のイ～ホのとおりである。

【欠格事項該当により登録取消処分となるケース】

- イ. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合
- ロ. 欠格事項の起因となった行為が、刑法上の重大な犯罪である場合
- ハ. 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合
- ニ. 上記イ～ハに該当せず、禁錮以上の刑（金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハ）を受けることとなった場合（執行猶予があつた場合を除く。）
- ホ. 外務員登録時点において登録拒否要件（金商法第 64 条の 2 第 1 項）に該当していたことが登録後に判明した場合

- ・ イ～ホは、いずれも重大事案であり、外務員として不適格であると判断された者であることに鑑みれば、公表対象に含む方がよいのではないか。
- ・ ただし、ロ及びニの中には、交通事故で懲役刑を受けた場合などのように、業務に全く関係のない事案もあり得るが、そのような事案については、通常の処分事案（事故顛末報告書が提出される事案）のように、欠格事項の起因となった行為の詳細を公表する必要はないと考えられる。
- ・ 一方で、ロ及びニの中には、金商業以外の金融関係業務（銀行業や保険業等）に関して懲役刑を受けた場合もあり得るが、そのような事案については、一定の行為内容が公表されることで再発防止の効果が期待できる。
- ・ 以上を踏まえ、欠格事項該当で登録取消処分を受けた場合は、以下のとおり公表することでどうか。

欠格事項該当で登録取消処分を受けた事案は全て公表するが、以下の①と②の場合で、公表事項に差を設けることとする。

①以下の a～f に該当する場合は、「欠格事項該当である旨」に加えて、欠格事項の起因となった行為の内容を「法令等違反行為の概要」として公表する。

- a. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合（※１）
- b. 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合（※１）
- c. 外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが登録後に判明した場合
- d. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業以外の金融関係業務（銀行業、保険業、貸金業、商品先物取引業、その他の金融関係業務）に関連するものである場合
- e. 欠格事項の起因となった行為が、経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合
- f. 上記 a～e の他、行為内容を公表する必要があると本協会が認める場合

②上記①以外の場合は、「法令等違反行為の概要」として、「欠格事項該当（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハ）である旨」及び「適用法令（罰条）（※２）」を公表する。

※１ a 又は b の場合は、欠格事項該当届出の提出に加えて、事故顛末報告書が提出されることが想定され、当該事故顛末報告書を審査した結果、登録取消処分及び不都合行為者の取扱いとなった場合は、欠格事項該当ではなく、通常の処分事案として法令違反等行為の概要が公表されることになる。

※2 「適用法令（罰条）」には、禁錮以上の刑を受けることとなった場合に、どの法令のどの条項に違反したために当該刑罰を受けることとなったかを記載する。例えば、「刑法●条」など。

（6）公表事項について

- ・ 公表事項に「協会員名又は金融商品仲介業者名」（事故が発生した協会員又は金融商品仲介業者の名称）を含むかを検討する。
- ・ 上記「4.（1）期待される効果①」に記載した再発防止効果については、協会員名を公表しなくても、同様の効果が期待できることから、協会員名の公表は必須ではないとも考えられるものの、一方で、協会員名を公表することで、協会員各社において、重大事案が発生しないよう、役職員の管理・監督を強化するインセンティブになることも考えられるため、協会員名の公表により、より一層の再発防止につながる可能性がある。
- ・ 協会員名の公表については、上記「4.（2）氏名を公表する場合の問題点」と同様の問題点は生じないと考ええる。
- ・ 個人の不利益処分等を公表している（ただし氏名は非公表）ケースとして、以下のケースがあるが、いずれも所属先は公表されている。
 - イ. 証券取引等監視委員会が金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき行う外務員勧告及び当該勧告事案に係る行政処分（日証協、金先協、暗号資産協の規則に規定）
 - ロ. 日本商品先物取引協会が行う商品先物取引業者の役職員に対する行政処分・自主規制措置（商先協の規則に規定）
 - ハ. 国家公務員の懲戒処分（人事院の「懲戒処分の公表指針」に規定）

- ・以上の点を踏まえると、公表事項に「協会員名（事故が発生した協会員の名称）」を公表することが適当ではないか。

以 上